

個人荷物の送り方

オーストラリアと日本間で物を送る時に国内で送る場合と異なるのは、国境を越えるために税関や検疫などの手続きが必要ということ。それは個人の荷物も同じです。しかし、個人の荷物を送る場合は、日本やオーストラリアの間で商業用に輸出入をする場合と異なる点があります。パースで個人の荷物を中心に宅配・引っ越しサービスなどを提供している専門家の方に、その方法や注意点をインタビューしました。

別送品と一般貨物での送り方

個人の身の周り品を日本に送る時には、別送品と一般貨物の2つの方法があります。別送品というのは、自分が帰国する時に一緒に持っていく携帯荷物とは別に、他の飛行機などで送る個人使用を目的とした荷物のことです(※)。別送品のメリットは、海外旅行者や滞在者が日本に入国する時に受けられる免税枠の適用を申告することができることです(※)。別送品の免税枠は、日本の場合は帰国してから6ヶ月以内に申告をすると適用を受けることができます。しかし、免税枠を超える分には関税などがかかるので、荷造りの時に注意が必要です。

一般貨物は、例えば日本に帰った時に荷物があってほしい場合などに自分より先に送る荷物、または自分が海外に滞在したまま日本の家族や友人などに送る荷物のことです。

これは一般の貿易会社がTVや小麦などを商業用に輸出入する貨物と同じ扱いになるので、免税枠は適用されず、新品・中古品かかわらず全部の荷物が課税の対象になります。しかし、商業用の貨物と同じように税関を通過しますが、荷物によっては個人使用で課税価格が少額な場合は、簡易税率(※)の対象となり、商業用の貨物とは適用される法律が少し違う場合もあります。ただし、荷物全部にかかる関税の総額が1万円以下の場合は、課税は免除されます。

異国間の荷物の出入りは税関を通るため、原則として関税や消費税などの課税がされます。個人使用の荷物の場合は免税枠があるので、それが適用されるものとされないものを知っておくと良いでしょう。

食品衛生法と薬事法に注意

個人の身の回り品を日本に送る時に十分に気を付けて頂きたいのが、日本の食品衛生法と薬事法です。食品衛生法は、食べ物と食べ物が触れるもの全般が対象となります。例えば、調理器具や食器も厳密に言えば、この法令の対象になります。しかし、個人使用の食品は10kgまでは日本への持ち込みが可能となっています。それ以上の物を持ち込む場合は、個人使用ではなく商品と見なされるので、厚生労働省に届け出をする必要があるので注意が必要です。また、ワインも大量に送る場合は、食品衛生法が適用されます。例えば、個人が100リットルのワインを送ったら、常識では個人消費ではなく商品になりますよね。

薬事法ですが、これは薬関係の法令です。内服薬だけではなく、ハンドクリームや石鹸などの肌につけるものも薬事法

の対象になります。例えば、日本からオーストラリアにコンタクトレンズを1年分くらい持ってきたとして、何かの用事で緊急帰国をする時でも、そのまま持ち帰ることはできません。これも薬事法に抵触するからで、個人使用のコンタクトレンズの日本への持ち込みは2ヶ月分までと定められています。

これらの法令は、あまり知られていないのが実状です。食品や医療薬などを持ち帰る時は、数量の制限(※)があるのでしっかりと確認するようにしましょう。また、国によって法令が違うので、日本だけでなく、オーストラリアに入る前にもルールを確認して荷物の内容を正しく申告することも重要です。

※詳細は「知っておきたい個人荷物情報」を参照。



Cube Service International Pty Ltd
T/A Fast Link Cube Perth - Director

手川 芳宏 氏

同社はパースで引越し・国際航空宅配・フレイトフォワーディング業務を手掛けている。